

# 社会政策学会 Newsletter

- ◇学会本部 埼玉大学 経済学部 禹宗杭研究室  
URL : <http://jasps.org> TEL : 048-858-3327 E-mail : [woojw@mail.saitama-u.ac.jp](mailto:woojw@mail.saitama-u.ac.jp)
- ◇編集・発行 禹宗杭 (代表幹事) 首藤若菜・禿あや美 (Newsletter 担当幹事) 熊沢透 (事務局長)
- ◇事務センター 〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2丁目 39-2 大住ビル 401  
(株)ガリレオ 学会業務情報化センター内 社会政策学会事務センター  
TEL : 03-5981-9824 FAX : 03-5981-9852 E-mail : [g048jasps-support@ml.gakkai.ne.jp](mailto:g048jasps-support@ml.gakkai.ne.jp)

## 【目次】

1. 第146回 (2023年度春季) 大会  
自由論題報告、テーマ別分科会報告の募集
2. 第145回大会臨時総会報告
3. 社会政策学会賞選考委員会
4. 第145回大会若手研究者優秀賞選考報告
5. 第144回大会 (2022年度春季) 大会報告と会計報告
6. 2022-2024 年期幹事会報告
7. 承認された新入会員

## 1. 第146回大会 (2023年度春季大会) 自由論題報告、テーマ別分科会報告の募集

社会政策学会第146回大会は、2023年6月3日(土)と6月4日(日)に、立教大学で対面開催される予定です。ただし、新型コロナウイルス感染拡大の状況によって、対面形式での開催が難しいと判断した場合はオンライン大会に変更になる可能性もあります。対面・オンライン開催どちらの可能性もあることを念頭に置いて、報告申請をご検討ください。

春季大会企画委員会では、同大会で開かれる自由論題およびテーマ別分科会での報告を募集いたします。報告をご希望の方は、下記の要領でご応募ください。また、報告にあたって事前に、フルペーパーの電子ファイルをご提出いただくことになっております。詳細に関しては、採択決定後に、分科会責任者や報告者の方々にご連絡申し上げます。なお、共通論題は大会2日目の6月4日に行ないます。各種フォームは学会HPよりダウンロードしてください (<https://jasps.org/archives/4950>)。

第144回大会より《二重投稿に関する注意》が募集要項に追加されました。応募される方は、本Newsletterの3ページまで必ずお目通しください。

(1) 自由論題で報告を希望される会員は、学会のホームページからダウンロードした応募用紙に、報告タイトル(日本語、英語)、所属機関とポジション(日本語、英語)、氏名(ふりがな、英語)、連絡先(住所、電話、Fax、E-mail アドレス)、400字程度の邦文報告要旨、英文アブストラクト、専門分野別コード(1. 労使関係・労働経済、2. 社会保障・社会福祉、3. 労働史・労働運動史、4. ジェンダー・女性、5. 生活・家族、6. その他)等の必要事項を記入のうえ、添付ファイルとして下記のE-mail アドレスにご応募ください。

### 【自由論題報告応募・問い合わせ先】

[jasps\\_spring@yahoo.co.jp](mailto:jasps_spring@yahoo.co.jp)

担当委員 村田隆史 (京都府立大学)

松江暁子 (国際医療福祉大学)

また、論文・報告書・他の学会報告等のかたちで既発表の内容については報告できません。応募の段階で判明した場合は不採択といたしますのでご注意ください。自由論題に応募資格があるのは、会員で、当該年度まで会費を納入されている方です。当日は、報告25分、質疑10分となります。

(2) テーマ別分科会の企画を希望する会員は、学会のホームページからダウンロードした応募用紙に、分科会タイトル(日本語、英語)、分科会設定の趣旨(日本語400字程度、非会員を報告者に招聘するときは、招聘しなければならない理由を記入)と英文アブストラクト、

座長・コーディネーターの氏名(ふりがな、英語)、所属機関とポジション(日本語、英語)、連絡先(住所、電話、Fax、E-mail アドレス)、報告者の氏名(ふりがな、英語)、所属機関とポジション(日本語、英語)、E-mail アドレス、各報告の邦文報告要旨(400 字程度)と英文アブストラクト、予定討論者の氏名(ふりがな、英語)、所属機関とポジション(日本語、英語)等必要事項を記載のうえ、添付ファイルとして下記の E-mail アドレスにご応募ください。なお、テーマ別分科会の企画に応募資格があるのは、会員のみです。オンライン開催となった場合は、テーマ別分科会の座長もしくはコーディネーターに、学会事務局が管理する zoom のホスト権限を使用し、zoom ホストを兼ねていただきますので、ご了承ください。

**【テーマ別分科会報告応募・問い合わせ先】**

bunkakai2015jasps@yahoo.co.jp

担当委員 松原仁美(静岡大学)

田中裕美子(福井県立大学)

以下は、自由論題とテーマ別分科会の応募に共通の注意事項です。

(3) 応募は、原則として、学会ホームページからダウンロードした応募用紙に必要事項を記入し、添付ファイルとして、上記の E-mail アドレスにお送りいただくことになっています。なお、この方法による提出が難しい方は、春季大会企画委員長までご相談ください。

(4) 応募用紙の「報告要旨」及び「分科会設定の趣旨」の「400 字程度」との字数をお守りください。記入の不完全なもの、字数の著しく過剰なものや過少なものは、応募を不採択とさせていただきます。

(5) 自由論題・テーマ別分科会の「報告要旨」及び「分科会設定の趣旨」のいずれについても、英文のアブストラクトを提出していただくことになっておりますので、ご注意ください。英文アブストラクトには語数の基準は設けませんが、邦文の「報告要旨」や「分科会設定の趣旨」と同内容となるようにしてください。また、学会では英文の校閲は行いませんので、英文については、原則としてネイティブ・スピーカーによる校閲(機械翻訳ソフト

利用は不可)を受けた上で、誤りや不適切な表現がないものを提出してください。英文アブストラクトは、学会の英文ホームページで公開されます。また、学会が発行する英文ニューズレターに掲載されます。

(6) 応募にあたっては、応募時点の所属機関とポジションをご記入ください。大会プログラムには、原則として所属機関のみを表記しますが、院生の場合は所属機関とポジション(院生)を表記します。大会当日までに所属が変更となる方は、報告時のフルペーパーに新しい所属機関などを各自がお書き下さることで、変更にご対応ください。

(7) 応募の締切は、2023 年 1 月 20 日(金) 17:00 迄です。締切は厳守です。その後の応募は不採択とさせていただきます。

(8) 応募された方に対しては、遅くとも 1 月 26 日(木)までに応募用紙受領の連絡を行います。この時まで連絡のない場合はなんらかの事故の可能性がありますので、問い合わせ E-mail アドレス(あるいは下記の春季大会企画副委員長宛)にお問い合わせください。

(9) 応募の採択と不採択の結果については、春季大会企画委員会および幹事会で審査の上、2 月中旬までにご連絡する予定です。

(10) 第 128 回大会からフルペーパーは電子化されました。その目的は、フルペーパーの準備(大量印刷・送付)を行う報告者とフルペーパー管理(大量保管・移動、締切後や当日の対応、処分等)を行う開催校、双方の負担軽減です。期日までに提出できず、フルペーパーの電子化ができなかった場合には、会場で十分な議論ができただけでなく、提出期限を守られた報告者との間で不公平が生じます。フルペーパーが用意されることで報告が成立するという点をご理解いただき、採択された場合は期日までにフルペーパーを提出してください。

特にテーマ別分科会の申し込みにあたってコーディネーターの方は、必ずすべての報告者に、フルペーパーの提出の義務と締切日について説明し、了解を得ておいてください。

「すべての報告者」には、分科会が招聘する非会員の方、実務家の方も含まれますので、ご注意ください。なお、フルペーパーとは学会報告の内容を学会誌掲載の論文に準じて記述したものであり、既発表の論文・報告書等の転載は認められません。今大会のフルペーパーの提出締切は、5月12日(金) 17:00迄となりますので、提出日を勘案したうえ応募してください。

(11) ご提出いただいたフルペーパーは、会員に事前にパスワードを送付し、そのパスワードを学会ホームページの大会フルペーパーのサイトに入力する方法で(つまり、インターネット上での一般公開という形を避けて)、大会前後の限られた期間にのみ、閲覧と印刷が可能になるようにします。自由論題およびテーマ別分科会で報告が採択された方は、5月5日(金)～5月12日(金) 17:00 必着で、フルペーパーの電子ファイルを、担当委員(上述の担当委員とは別の委員となります)までお送りください。ファイル形式は、原則としてPDFファイルとします。ファイルの送付方法や送付先などの詳細については、採択決定後にご連絡いたします。

(12) 自由論題およびテーマ別分科会で報告されたフルペーパーは、雑誌に掲載されたものとみなされません。このフルペーパーをもとに、いかなる雑誌へ投稿することは自由です。ただし、幹事会と学会誌編集委員会は、自由論題およびテーマ別分科会で報告された会員が、大会での報告後、フルペーパーに改善を加えて、社会政策学会誌『社会政策』に投稿されることを、つよく奨励し期待しています。大会用フルペーパーは、その後の投稿を考慮してご執筆ください。なお、『社会政策』へ投稿する資格があるのは、会員のみです。

(13) 応募された後で、応募を取り下げること(報告のキャンセル)は、原則としてできませんので、ご注意ください。

(14) 当日のプログラムは企画委員会が決定します。報告時間帯等については、複数の分科会にかかわっているなど登壇が重複するケース以外は、応募者からのご

希望には応じられませんので、ご注意ください。

(15) 報告希望の前に、学会費の支払いはお済ませください。学会費に滞納がある場合は報告が許可されませんので、ご注意ください。

(16) 共同研究の成果を報告する場合は、共同研究者の了解を取ってください。複数で報告する場合は、応募者のあとに共同研究者(会員・非会員は問いません)の名前をあげ、応募者及び応募者とともに当日登壇する人の下線を引いてください。なお、当日登壇できるのは会員に限られますので、ご注意ください。

#### 《二重投稿に関する注意》

近年、報告希望者から「既刊のディスカッション・ペーパー(DP)やワーキング・ペーパー(WP)と同じタイトルで報告したいが、二重投稿に該当するか」との問い合わせがしばしばあります。また、第三者から二重投稿の疑義が寄せられることもあります。企画委員会でもチェックいたしますが、万全ではありません。そこで次のようにしたいと思います。

(1) 既刊のWPやDPと同一または類似のタイトルで学会報告を希望する方は、報告申請時に該当WPないしDPを添付ファイルで提出してください。同時に、WPやDPからの研究の進展がどの点にあるのか、わかりやすく提示してください。形式は特に定めません。

(2) 第三者から二重投稿の疑義が寄せられた場合、企画委員会で検討のうえ、指摘があった旨を当該報告希望者に通知いたします(もちろん、指摘した方の個人名等の情報は伏せます)。報告希望者は企画委員会に対して、二重投稿に該当しない理由をわかりやすく提示してください。形式は特に定めません。

春季大会企画委員会副委員長 田中弘美  
〒663-8558 兵庫県西宮市池開町6-46  
武庫川女子大学文学部  
電話：0798-47-1212(代表)  
E-mail：h\_tanaka@mukogawa-u.ac.jp

## 2. 第145回大会臨時総会報告

まず、議題と審議結果のみをお伝えします。詳細はその後続く当日の議案書・資料をご覧ください。また、改正・制定された諸規程や申合せについては、施行時期にあわせて順次学会ホームページに掲載いたします。

日時：2022年10月8日（土）17：10～18：00

会場：日本福祉大学東海キャンパスC棟2階

C202教室 社会政策学会幹事会事務局

### 議題

- 1) 規程の改正について
- 2) 学会誌のオンライン投稿・査読への移行と社会政策学会誌関連規程の主な改正(案)について
- 3) 学会誌のオープンアクセス化について
- 4) 若手研究者支援について
- 5) 専門部会活性化について
- 6) 大会若手研究者優秀賞選考委員会報告と授賞
- 7) 次回大会開催校からのご挨拶
- 8) その他

### 議題1) 規程の改正について

- 1 会費規程(第2条)の改正について：原案の通り承認されました。
- 2 広報委員会規程(第3条)の改正について：原案の通り承認されました。
- 3 社会政策学会誌関連規程の主な改正(案)について：若干の修正のうえ、承認されました。特に多岐に亘るため、詳細は学会ホームページをご覧ください。
  - (1)社会政策学会誌編集委員会規程：改正
  - (2)社会政策学会誌編集規程：改正
  - (3)社会政策学会誌編集規程投稿細則：改正
  - (4)社会政策学会誌編集規程審査細則：制定
  - (5)「社会政策学会誌査読指針」：改正
  - (6)「社会政策学会誌執筆要領」：改正
- 4 若手研究者の旅費補助規程の制定と若手研究者の大会懇親会招待に関する申し合わせ(案)について：「若手研究者の旅費補助規程」については文言の修正を前提に承認されました。当日の議論を踏まえて以下のように文案を修正し、その制定が承認されました。

### 若手研究者の旅費補助規程(案)

#### 第1条【目的】

社会政策学会は、若手研究者の社会政策に関する研究の発展に資するため、大会で報告する若手研究者に旅費の一部を補助する。

#### 第2条【若手研究者対象者の範囲】

補助の対象者の範囲は、「大会若手研究者優秀賞表彰規程」による若手研究者のうち、「会費の割引に関する申し合わせ」による会費割引の適用を受ける者とする。但し、大会のテーマ別分科会あるいは自由論題において共同研究の成果を発表する場合は、筆頭著者に限る。若手研究者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。

1. 大学院在籍中の者。但し、期間の定めのない教育・研究職についている者を除く。
2. 「会費の割引に関する申し合わせ」で割引の対象となる常勤職に就いていない者。

#### 第3条【旅費の請求】

若手研究者前条の対象者のうち、居住地が大会開催校から片道60キロ以上離れている者は、報告を行った大会終了後に旅費を請求することができる。ただし、所属組織から支給される経費あるいは公的に支給される経費等から旅費が支給される場合は対象としない。

#### 第4条【支給率】

大会参加のために実際に要した往復交通費の50%もしくは25,000円のうち、いずれか少ないほうの金額を支給する。可能な限り割引運賃を利用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

附則1 本規程は2023年4月1日より施行する。

制定 2022年10月8日

また、「若手研究者の大会懇親会招待に関する申し合わせ」(案)については、文言の修正を前提に承認されました。当日の議論を踏まえて以下のように文案を修正し、来たる幹事会で申合せとすることとなりました。

若手研究者の大会懇親会招待に関する申し合わせ(案)  
(目的)

○若手研究者が社会政策学会において会員間の活発な交流や情報交換を行い、研究環境の整備とともに学会入会や大会参加の充実感の向上を図るため、大会実行委員会は、大会で発表した若手研究者を当該大会の懇親会に無料で招待する。

(若手研究者対象者の範囲)

○若手研究者招待の対象者の範囲は、「大会若手研究者優秀賞表彰規程」による若手研究者のうち、「会費の割引に関する申し合わせ」による会費割引の適用を受ける者とする。但し、大会のテーマ別分科会あるいは自由論題において共同研究の成果を発表する場合は筆頭著者に限る。大学院在籍中の者(但し、期間の定めのない教育・研究職についている者を除く)および「会費の割引に関する申し合わせ」で割引の対象となる常勤職に就いていない者とする。

(招待の対象)

○招待の対象となる若手研究者は、大会のテーマ別分科会あるいは自由論題において、単独もしくは筆頭で発表した者とする。

(招待の時期と返答)

○大会のテーマ別分科会あるいは自由論題での報告の採択決定時に、大会企画委員会は若手研究者対象者に対して、懇親会の招待について通知するとともに、懇親会参加有無の返答を求める。

2022年2月10日 幹事会了解(予定)

## 議題 2) 学会誌のオンライン投稿・査読への移行と

### 社会政策学会誌関連規程の主な改正(案)について

投稿・査読プロセスのオンライン化に向けて、学会事務センター、出版社と折衝中であることが報告されました。投稿原稿のみでなく、依頼原稿についてもシステム化すること、査読専門委員の管理もシステム化することも説明され、承認されました。それにあわせて、オンライン化に向けた関係規程の改正を進めることが方針として確認されました。

## 議題 3) 学会誌のオープンアクセス化について

幹事会においては、代表幹事のご指示を受け、学会誌『社会政策』のオープンアクセス化について検討してまいりました。具体的には、現在、刊行から2年後にJ-Stageにて公開されているのを、刊行と同時に掲載することを検討しています。『社会政策』の編集・レイアウト・印刷・販売について学会と契約しているミネルヴァ書房との協議も重ね、その結果、10月8日の臨時総会にて学会誌刊行形態最適化担当幹事より以下をお諮りし、承認いただきました。

「内外諸学会の動向を踏まえ、特に若手研究者にとってニーズの大きい掲載決定から(web)公開・業績の具現化までの迅速化を図るため、学会誌のオープンアクセス化(=刊行後2年を待たずに学会誌のコンテンツをweb上で無償公開すること)を進める。以下の検討課題について、会員の意見を集めながら引き続き議論を進める。」

これを受け、幹事会としては、オープンアクセスの範囲やその移行方法など、引き続き、検討を進めてまいります。

## 議題 4) 若手研究者支援について

若手研究者支援担当幹事より、(1)部会等による研究会情報のメール配信、(2)修論フォーラム、(3)若手研究者の大会報告時における旅費補助、(4)若手研究者の大会懇親会招待について方針説明があり、了承されました。あわせて議題1において、関連する規定の制定と幹事会申合せ案が承認されています。(2)について、フライヤーが紹介されました。

## 議題 5) 専門部会活性化について

菅沼幹事より、今期幹事会の重点施策である専門部会活性化の趣旨の説明がなされました。専門部会世話人に対する聞き取り調査を踏まえて、活性化の方策について幹事会に提案し、協議を行ったことが報告されました。今後の方策として、①学会ウェブサイト専門部会紹介ページを作成する、②専門部会による大会での分科会開催を2年に1回以上に変更する、③各部会に対して名簿作成等による適切な会員管理を依頼することなどが提示されました。

議題 6) 大会若手研究者優秀賞選考委員会報告と授賞  
本 NewsLetter に別項を設けて報告します。

#### 議題 7) 次回 (第 146 回 2023 年度春季大会)

##### 開催校について

以下のようにアナウンスがありました。

場所：立教大学池袋キャンパス

開催日：2023 年 6 月 3・4 日

臨時総会后、共通論題は 4 日におこなうこととなりました。懇親会の開催を予定しています。

実行委員長：菅沼隆 (立教大学)

#### 議題 8) その他

「その他」の議題はありませんでした。

付

社会政策学会第 145 回大会臨時総会議案書・資料

日時：2022 年 10 月 8 日 (土) 17:10 ~ 18:00

会場：日本福祉大学東海キャンパス C 棟 2 階

C202 教室

#### 議題

- 1) 規程の改正と制定について
- 2) 学会誌のオンライン投稿・査読への移行と社会政策学会誌関連規程の主な改正 (案) について
- 3) 学会誌のオープンアクセス化について
- 4) 若手研究者支援について
- 5) 専門部会活性化について
- 6) 大会若手研究者優秀賞選考委員会報告と授賞
- 7) 次回大会開催校からのご挨拶
- 8) その他

\* 第 145 回大会プログラムに掲載した議題一覧に訂正があります。2) を修正し、4) を追加しました。

#### 議題 1) 規程の改正と制定について

2022 年 10 月 8 日 臨時総会提案

社会政策学会幹事会

##### 5 会費規程 (第 2 条) の改正について

・改正の趣旨

いま、職種、業種、所属組織の種類を問わず常勤職にあってなおかつ大学院の学籍をもっている会員は、若

干ではあれ存在している。就職が先で大学院入学が後という社会人院生のケースのほか、常勤職として分類できる職に就いた後も特例的に大学院の学籍を維持するケースも発生している。会費の割引の適用に関してはより公正なものとする。

常勤職の質—たとえば任期の有無や処遇水準や学会のための支出に充当できる研究費・旅費の有無など—は多様なので、一律の扱いには慎重であるべきだという考え方もある。その点の考慮は、幹事会において今後引き続き所得水準をふまえた本質的な対応を検討する方針を確認するほか、若手研究者支援策を講じること等を通じて果たす。

#### 会費規程改正案

(現行の第 2 条と附則、改正歴に下線部を加える)

第 1 条 会則第 5 条の会費に関する事項は、本規程の定めるところによる。

第 2 条 会員は、会費として毎年 10,000 円納めるものとする。大学院生並びに常勤職に就いていない会員は、毎年 7,000 円納めるものとする。ただし大学院生であつても常勤職に就いている会員は、毎年 10,000 円納めるものとする。日本国外に居住する外国人会員の会費については幹事会が別途定める規定による。

第 2 条の 2 前項に定めた会費区分に変更があつた会員は速やかに届け出るものとする。会費の金額の変更は、届け出がなされた年度から適用する。ただし、届け出のあつた年度にすでに会費が振り込まれている場合、会費の金額の変更は翌年度から適用する。

附則 本規程は 1994 年 4 月 1 日から施行する。

附則 本規程第 2 条は 2023 年 4 月 1 日から施行する。

制定 1995 年 10 月 21 日

・一部改正 (年会費を一般会員は 8,000 円から 10,000 円に、大学院生は 6,000 円から 7,000 円に増額)

・一部改正 2007 年 5 月 19 日 (第 2 条のうち外国人会員に関する部分を追加)

・一部改正 2011 年 10 月 8 日 (第 2 条のうち常勤職についていない会員に関する部分と第 2 条の 2 を追加)

・一部改正 2022 年 10 月 8 日 (第 2 条改正。大学院学籍を有してなおかつ常勤職に就いている会員について

は会費割引の対象から外すことを規定)

.....

現行

第1条 会則第5条の会費に関する事項は、本規程の定めるところによる。

第2条 会員は、会費として毎年10,000円納めるものとする。ただし大学院生並びに常勤職に就いていない会員は、毎年7,000円納めるものとする。日本国外に居住する外国人会員の会費については幹事会が別途定める規程による。

第2条の2 前項に定めた会費区分に変更があった会員は速やかに届け出るものとする。会費の金額の変更は、届け出がなされた年度から適用する。ただし、届け出のあった年度にすでに会費が振り込まれている場合、会費の金額の変更は翌年度から適用する。

附則 本規程は、1999年4月1日から施行する。ただし第2条のうちの常勤職に就いていない会員に関する部分は2012年4月1日から施行する。

制定 1995年10月21日

・一部改正(年会費を一般会員は8,000円から10,000円に、大学院生は6,000円から7,000円に増額)

・一部改正 2007年5月19日(第2条のうち外国人会員に関する部分を追加)

・一部改正 2011年10月8日(第2条のうち常勤職についていない会員に関する部分と第2条の2を追加)

.....

この改正にあわせて、2022年度内に以下のことを行う。

1) 次回幹事会(2023年2月)において「会費の割引に関する申し合わせ」を改訂し、あらためて会員に周知する

2) 会費規程の第2条の2が定める「会費区分の変更届」を一般的に呼びかける

3) 2022年度末に、1)と2)の内容を盛り込んだ会員宛一斉メールを事務局長名で配信して、制度の理解と必要がある場合の「会員区分の変更届」の提出を促す

4) 学会ホームページの「入会案内部分」の説明とダウンロード書式を改訂する

5) 特に、入会申込書に常勤職に就いているかどうかを記入する欄を設ける

付随する周知事項

・「院生会員」という会員区分の含意が変わる。「必ず会費7000円の会員」という意味ではなく、「大学院学籍を有する会員」という意味になる。

6 広報委員会規程(第3条)の改正について

・改正の趣旨

現行の会則では、第38条において、「幹事会は、幹事をもって、つぎの委員会の正委員長および副委員長にあてる。学会誌編集委員会、春季大会企画委員会、秋季大会企画委員会、国際交流委員会、広報委員会」と規定している。しかし、現行の広報委員会規程では、第3条において、「委員長は、幹事会で幹事より選ぶ。副委員長および委員若干名は、委員長が指名し幹事会が承認する。」と規定している。上位規定の会則と下位規定の広報委員会規程との間に齟齬が生じているので、会則に合わせて広報委員会規程を改正する。

.....

広報委員会規程 改正案

(現行の第3条と附則、改正歴に下線部を加える)

広報委員会規程

第1条 広報委員会は、学会ホームページ、会員に対する電子メールを用いた情報提供など、学会の広報活動に関する業務を担当する。

第2条 広報委員会は、委員長、副委員長および委員若干名によって構成される。

第3条 委員長、副委員長は幹事会で幹事より選ぶ。委員若干名は、委員長が指名し幹事会が承認する。

第4条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。再任は妨げないが3選は禁止する。

第5条 委員長は必要に応じて委員会を招集できる。

付則 本規程は、2007年10月13日より施行する。

附則 本規程第3条は2022年10月8日から施行する。

制定 2007年10月13日

一部改正 2011年10月8日(広報委員会から事務局にニューズレターの編集・発行を移管)

一部改正 2022年10月8日(第3条改正。副委員長は幹事会で幹事より選ぶことを規定)

.....

現行

広報委員会規程

第1条 広報委員会は、学会ホームページ、会員に対する電子メールを用いた情報提供など、学会の広報活動に関する業務を担当する。

第2条 広報委員会は、委員長、副委員長および委員若干名によって構成される。

第3条 委員長は、幹事会で幹事より選ぶ。副委員長および委員若干名は、委員長が指名し幹事会が承認する。

第4条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。再任は妨げないが3選は禁止する。

第5条 委員長は必要に応じて委員会を招集できる。

付則 本規程は、2007年10月13日より施行する。

制定 2007年10月13日

一部改正 2011年10月8日（広報委員会から事務局にニューズレターの編集・発行を移管）

## 7 社会政策学会誌関連規程の主な改正（案）について

### 3-(1)社会政策学会誌編集委員会規程

#### 「社会政策学会誌編集委員会規程」改正（案）

①副委員長を「委員の互選」から「学会幹事会の選出」に変更

②「疑義・不服の手続き」において、編集委員会の回答にさらに疑義・不服がある場合の幹事会への申し立てについて明記

新
6_疑義・不服の手続き (1) 編集委員会は、論文等の投稿者から査読の内容もしくは採否の決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合には、可及的速やかに申し立て者に回答するものとする。その際、 <u>編集委員会の回答に疑義・不服がある場合は、幹事会に申し立てることができる。</u>
旧
6. 疑義・不服の手続き 編集委員会は、論文等の投稿者から査読の内容もしくは採否の決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合には、可及的速やかに申し立て者に回答 <u>しなければならない。</u>

## 1 設置

(1) 社会政策学会誌の編集を所掌する編集委員会（以下、編集委員会）を常置するものとする。

## 2 構成

(1) 編集委員会は、委員長、副委員長、委員によって構成されるものとする。

(2) 委員長及び副委員長は学会幹事会において選任された学会誌編集担当幹事があたるものとする。

(3) 委員会の構成は委員長・副委員長を含め20名以内とする。

(4) 委員は、専門分野を考慮して学会幹事会の議に基づき代表幹事が委嘱する。

## 3 役割

(1) 編集委員会は、社会政策学会誌の発行に関し、以下の役割を負うものとする。

①編集方針の決定

②査読専門委員との連絡調整

③掲載原稿の決定

④学会誌の刊行

⑤疑義・不服への対応

⑥投稿状況に関する情報開示

⑦その他、学会誌発行のために適当と考えられる事項

(2) 編集委員は、編集委員会の決定と編集委員長の統括のもとに、学会誌の編集ならびに刊行に必要な役割を分担するものとする。

## 4 任期

(1) 委員長、副委員長、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## 5 査読専門委員の委嘱

(1) 社会政策学会誌編集規程の4に掲げる各欄のうち研究論文ならびに研究ノートについて、投稿原稿の査読審査のため、編集委員会の下に査読専門委員を置く。

(2) 査読専門委員は、編集委員会の議にもとづき、代表幹事が委嘱する。

(3) 編集委員会は、特定の原稿を審査するために臨時に査読専門委員を委嘱することができる。

(4) 査読専門委員・臨時査読専門委員は、所定の手続



きにしながらって審査を行い、指定された期限までに編集委員長に審査報告書を提出する。

- (5) 査読専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- (6) 編集委員会は、査読専門委員・臨時査読専門委員からの審査報告書に基づき、掲載の採否、修正等の取り扱いを決定する。

#### 6 疑義・不服の手続き

(1) 編集委員会は、論文等の投稿者から査読の内容もしくは採否の決定に関して疑義・不服が申し立てられた場合には、可及的速やかに申し立て者に回答するものとする。その際、編集委員会の回答に疑義・不服がある場合は、幹事に申し立てることができる。

#### 7 編集委員・査読専門委員協議会

(1) 編集委員長は、大会時に、編集委員・査読専門委員協議会を招集し、査読審査に関わる基本事項を協議するものとする。

#### 附則

- 1 本規程は、2007年5月20日より施行する。
- 2 編集委員ならびに査読専門委員の氏名は公開を原則とする。ただし、本規程5の(3)に基づき委嘱される臨時査読専門委員はこの限りではない。
- 3 本規程5の(4)に基づく査読審査の手続きは、編集委員会が別途定める社会政策学会誌査読指針に従って実施されるものとする。

一部改正 2009年5月23日(2の(4)委員会の委員の数を7名以内から12名以内に変更)

一部改正 2011年10月8日(2の(4)委員会の委員の数を12名以内から20名以内に変更)

一部改正 2022年10月8日

#### ③- (2) 社会政策学会誌編集規程

##### (2) 「社会政策学会誌編集規程」改正(案)

##### ①学会誌へ掲載する原稿の種類と区分を明確化

新
4 原稿の種類
(1) 本誌に掲載する原稿の種類は、原則として研究

論文、研究ノート、特集企画論文、書評、書評リプライ、研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題、学会情報とする。

(2) 編集委員会の決定により、上記以外の原稿を掲載することができる。

#### 5 原稿の区分

(1) 本誌に掲載する原稿の区分は、投稿原稿(会員が自発的に執筆した原稿)または依頼原稿(編集委員会が依頼した原稿)とする。

(2) 研究論文及び研究ノートは投稿原稿のみとし、掲載の可否は査読専門委員の審査に基づき編集委員会が決定する。

(3) 特集企画論文、書評及び書評リプライは、依頼原稿のみとする(特集企画については、大会時の研究発表をもとにしたものに限る)。

(4) 研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題及び学会情報は、依頼原稿及び投稿原稿のいずれも掲載することができる。ただし当該投稿原稿の掲載の可否は編集委員会が決定することとする。

(5) 本規程4の(2)については、原則として依頼原稿を掲載することとする。

#### 原稿の種類および区分

	投稿原稿	依頼原稿
研究論文	○	×
研究ノート		×
特集企画論文	×	○
書評・書評リプライ		○
研究動向紹介		
政策動向紹介	○	○
史資料解題		
学会情報		
その他	×	○

旧

#### 5. 内容

本誌に、研究論文、研究ノート、特集企画、研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題、書評、書評リプライ、学会情報などの各欄を設けるものとする。

## 1 名称

(1) 本誌は、社会政策学会の学会誌『社会政策』と称する。

## 2 目的

(1) 本誌は、社会政策学会員による研究の最前線を発信し、研究の不断の進展を図るとともに、実証的な実態分析と科学的な理論の構築を通じて、現代社会における社会政策の発展に資することを目的として刊行される。

## 3 編集

(1) 本誌の編集は、学会誌編集委員会規程に基づき学会誌編集委員会（以下、編集委員会）が行うものとする。原稿の掲載は、本規程の2の趣旨に基づき、編集委員会の決定による。

## 4 原稿の種類

(1) 本誌に掲載する原稿の種類は、原則として研究論文、研究ノート、特集企画論文、書評、書評リプライ、研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題、学会情報とする。

(2) 編集委員会の決定により、上記以外の原稿を掲載することができる。

## 5 原稿の区分

(1) 本誌に掲載する原稿の区分は、投稿原稿（会員が自発的に執筆した原稿）または依頼原稿（編集委員会が依頼した原稿）とする。

(2) 研究論文及び研究ノートは投稿原稿のみとし、掲載の可否は査読専門委員の審査に基づき編集委員会が決定する。

(3) 特集企画論文、書評及び書評リプライは、依頼原稿のみとする（特集企画については、大会時の研究発表をもとにしたものに限る）。

(4) 研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題及び学会情報は、依頼原稿及び投稿原稿のいずれも掲載することができる。ただし当該投稿原稿の掲載の可否は編集委員会が決定することとする。

(5) 本規程4の(2)については、原則として依頼原稿を掲載することとする。

## 原稿の種類および区分

	投稿原稿	依頼原稿
研究論文 研究ノート	○	×
特集企画論文 書評・書評リプライ	×	○
研究動向紹介 政策動向紹介 史資料解題 学会情報	○	○
その他	×	○

## 6 投稿資格

(1) 本誌に投稿する者は、投稿時点で学会員資格を得て、当該年度の学会費を納入していなければならない。共同執筆の投稿原稿の場合は、代表執筆者が学会員であることを要する。

## 7 発行

(1) 本誌は、1年1巻とし、4号に分けて発行することを原則とする。巻号表記には通巻通号数を併記する。特集号その他の特別号の通号の取り扱いは、編集委員会が決定するものとする。

## 8 執筆要領

(1) 原稿は、投稿原稿であるか依頼原稿であるかにかかわらず、執筆要領に従って執筆されるものとする。

## 9 著作権

(1) 本誌に掲載された著作物の著作権は社会政策学会に属する。著者は、著作物をインターネット・ウェブサイト上で公開することに同意するものとする。

## 10 事務局

(1) 本誌の編集事務局は、編集委員会に置く。

## 附則

本規程は、2007年5月20日より施行する。

一部改正 2011年10月8日、8. 著作権のうち、電子化に関する部分を追加。

一部改正 2022年10月8日、5. 原稿の区分を新設。2023年1月締め切り分より適用。投稿原稿の審査については、社会政策学会誌編集規程投稿細則、同審査細

則を定める。

③- (3) 社会政策学会誌編集規程 投稿細則

(3) 「社会政策学会誌投稿規程」改正(案)

- ①「投稿規程」を「編集規程投稿細則」へと変更
- ②研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題、学会情報の投稿における事前届出制導入
- ③オンライン投稿システムの導入に伴い、投稿方法、提出物、受付時の記入事項について明記
- ④投稿原稿の投稿者によるマスキング実施
- ⑤オンライン投稿システムの導入に伴い、「電子データ保管」の条項の廃止

新
社会政策学会誌編集規程投稿細則
<u>2 投稿原稿の種類</u>
(1) 本誌への投稿原稿の種類は、 <u>研究論文、研究ノート、研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題及び学会情報とする</u>
(2) (1) のうち研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題及び学会情報について投稿する際には、 <u>事前に編集委員会に申し出なければならない。</u>
<u>5 投稿の受付</u>
(1) 投稿は「投稿論文提出用ページ(名称未定)」から随時受け付ける。
(3) <u>審査中の原稿がある執筆者からは、当該原稿の審査が終了するまで、他の投稿論文を受け付けない。ただし、共同執筆論文の代表執筆者以外の執筆者の場合は、この限りではない。</u>
<u>6 投稿</u>
(1) 投稿にあたっては、 <u>別途定める執筆要領に従って原稿を作成し、下記のデータを、社会政策学会HPの「投稿論文提出用ページ(名称未定)」から提出する。</u>
(2) 投稿が「投稿論文提出用ページ(名称未定)」に提出され、応募内容が適切に入力された段階で受理とする。

(3) 提出にあたっては、下記の①の内容を記入し、②と③のファイルを提出する。④は、必要のある場合にPDF形式のファイルを提出する。審査結果に基づき修正した原稿を再提出する場合も同様とする。査読による修正の要請があった場合には、論文の修正箇所を明示し、どのように対応したか、その概要を文書化して提出する。

①応募内容の入力

・著者名・ふりがな・ローマ字表記・所属

\* 共著の場合は全員記載

・連絡先(住所・携帯電話・E-mail)

\* 共著の場合は、代表執筆者のみを記載

・研究論文と研究ノートの別

・原稿字数

・和文表題、和文抄録(400字以内)、和文キーワード(5語以内)

・英文表題、英文抄録(200語以内)、英文キーワード(5語以内)

・英文表題、英文抄録についてネイティブチェックを受けた証明書類

②原稿本文のファイル(Word形式)

③投稿者の匿名性を担保するために必要な箇所をマスキングした原稿本文のファイル(Word形式)なお、文献等の表記の際には、本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、著者名による表記とする。

④関連する論文等のファイル:当該投稿論文と重複のあるテーマ、同一データ・事例・資料等を用いて執筆した既発表論文、もしくは投稿中の論文など

⑤査読による修正の要請があった場合には、論文の修正箇所を明示・説明した文書

旧
社会政策学会誌投稿規程
<u>2. 本誌への自由投稿原稿のジャンルは、編集規程5.に掲げる各欄のうち、社会政策学に関する研究論文、研究ノート、研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題とする。このうち、研究論文ならびに研究ノートについては査読専門委員による審査を実施する。</u>

## 1 投稿資格

(1) 本誌の投稿者(共同執筆論文の場合は代表執筆者)は、社会政策学会誌編集規程(以下、編集規程)6に基づき、投稿時点で学会員資格を得て当該年度の学会費を納入していなければならない。

## 2 投稿原稿の種類

(1) 本誌への投稿原稿の種類は、研究論文、研究ノート、研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題及び学会情報とする。

(2) (1)のうち研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題及び学会情報について投稿する際には、事前に編集委員会に申し出なければならない。

## 3 研究分野の選定

(1) 投稿者は、投稿原稿の研究分野を、下記の研究分野コードの中から1つ以上選択しなければならない。

- ① 労使関係・労働経済
- ② 社会保障・社会福祉
- ③ 労働史・労働運動史
- ④ ジェンダー・女性
- ⑤ 生活・家族
- ⑥ その他

## 4 使用言語

(1) 投稿原稿の使用言語は日本語とする。

## 5 投稿の受付

(1) 投稿は「投稿論文提出用ページ(名称未定)」から随時受け付ける。

(2) 投稿論文の締め切りは1・4・7・10月末日とし、締め切り後速やかに審査を開始する。

(3) 審査中の原稿がある執筆者からは、当該原稿の審査が終了するまで、他の投稿論文を受け付けない。ただし、共同執筆論文の代表執筆者以外の執筆者の場合は、この限りではない。

## 6 投稿

(1) 投稿にあたっては、別途定める執筆要領に従って原稿を作成し、下記のデータを、社会政策学会 HP の「投稿論文提出用ページ(名称未定)」から提出する。

(2) 投稿が「投稿論文提出用ページ(名称未定)」に提出され、応募内容が適切に入力された段階で受理とする。

(3) 提出にあたっては、下記の①の内容を記入し、②と③のファイルを提出する。④は、必要のある場合に PDF 形式のファイルを提出する。審査結果に基づき修正した原稿を再提出する場合も同様とする。査読による修正の要請があった場合には、論文の修正箇所を明示し、どのように対応したか、その概要を文書化して提出する。

### ① 応募内容の入力

・ 著者名・ふりがな・ローマ字表記・所属

\* 共著の場合は全員記載

・ 連絡先(住所・携帯電話・E-mail)

\* 共著の場合は、代表執筆者のみを記載

・ 研究論文と研究ノートの別

・ 原稿字数

・ 和文表題、和文抄録(400字以内)、和文キーワード(5語以内)

・ 英文表題、英文抄録(200語以内)、英文キーワード(5語以内)

・ 英文表題、英文抄録についてネイティブチェックを受けた証明書類

### ② 原稿本文のファイル(Word形式)

③ 投稿者の匿名性を担保するために必要な箇所をマスキングした原稿本文のファイル(Word形式)なお、文献等の表記の際には、本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、著者名による表記とする。

④ 関連する論文等のファイル:当該投稿論文と重複のあるテーマ、同一データ・事例・資料等を用いて執筆した既発表論文、もしくは投稿中の論文など

⑤ 査読による修正の要請があった場合には、論文の修正箇所を明示・説明した文書

## 7 掲載原稿の条件

(1) 投稿する原稿は未発表のものに限る。ワーキングペーパー、学位論文、報告書をもとにした原稿は未発表扱いとするが、投稿原稿内に注釈等でその旨を記載する。未発表か否か確認する必要がある場合、編集委員会から説明を文書で求め、投稿の可否を判断する。

(2) 投稿原稿は、1編ごとに完結したものと扱い審査に付すため、表題に「1報・2報」「上・下」「I・II」等をつけない。

## 8 著者校正

(1) 掲載決定後の著者による校正は、原則として初校のみとする。

### 附則

本規程細則は、2009年8月1日より施行する。制定は2007年5月20日。

一部改正 2008年7月12日(別刷り贈呈の廃止)

一部改正 2009年7月11日(問い合わせ先)

一部改正 2013年4月25日(問い合わせ先、電子データ記憶媒体の変更)

一部改正 2016年2月27日(二重投稿に関する編集委員会からの照会の追加)

一部改正 2017年3月20日(添付書類の明確化)

一部改正 2019年10月20日(未発表扱いの範囲)

一部改正 2022年10月8日。2022年11月1日より施行、ただし5・6のうち、オンライン原稿提出・投稿システムに伴う変更については、2023年12月15日以降に稼働予定の「投稿論文提出用ページ(名称未定)」提出した原稿

### そのほか報告

(4)「社会政策学会誌編集規程審査細則」新設

(5)「社会政策学会誌査読指針」改正

(6)「社会政策学会誌執筆要領」改正

## 8 若手研究者の旅費補助規程の制定と若手研究者の大会懇親会招待に関する申し合わせ(案)について

### 若手研究者の旅費補助規程(案)

#### 第1条【目的】

社会政策学会は、若手研究者の社会政策に関する研究の発展に資するため、大会で報告する若手研究者に旅費の一部を補助する。

#### 第2条【若手研究者の範囲】

若手研究者の範囲は、次のいずれかに該当する者とする。

1. 大学院在籍中の者。但し、期間の定めのない教育・研究職についている者を除く。
2. 「会費の割引に関する申し合わせ」で割引の対象となる常勤職に就いていない者。

## 第3条【旅費の請求】

若手研究者のうち、居住地が大会開催校から片道60キロ以上離れている者は、報告を行った大会終了後に旅費を請求することができる。ただし、所属組織から支給される経費あるいは公的に支給される経費等から旅費が支給される場合は対象としない。

## 第4条【支給率】

大会参加のために実際に要した往復交通費の50%もしくは25,000円のうち、いずれか少ないほうの金額を支給する。可能な限り割引運賃を利用し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

附則1 本規程は2023年4月1日より施行する。

制定 2022年10月8日

### 若手研究者の大会懇親会招待に関する申し合わせ(案) (目的)

○若手研究者が社会政策学会において会員間の活発な交流や情報交換を行い、研究環境の整備の促進とともに学会入会や大会参加の充実感の向上を図るため、大会実行委員会は、大会で発表した若手研究者を当該大会の懇親会に無料で招待する。

### (若手研究者の範囲)

○若手研究者の範囲は、大学院在籍中の者(但し、期間の定めのない教育・研究職についている者を除く)および「会費の割引に関する申し合わせ」で割引の対象となる常勤職に就いていない者とする。

### (招待の対象)

○招待の対象となる若手研究者は、大会のテーマ別分科会あるいは自由論題において、単独もしくは筆頭で発表した者とする。

### (招待の時期と返答)

○大会のテーマ別分科会あるいは自由論題での報告の採択決定時に、大会企画委員会は若手研究者に対して、懇親会の招待について通知するとともに、懇親会参加有無の返答を求める。

2022年2月10日 幹事会了解(予定)

## 議題2) 学会誌のオンライン投稿・査読への移行と社会政策学会誌関連規程の主な改正(案)について

2022年10月8日 臨時総会提案  
社会政策学会幹事会  
学会誌編集委員会

投稿・査読プロセスのオンライン化に向けて、学会事務センター、出版社と折衝中。

投稿原稿のみでなく、依頼原稿についても、システム化  
査読専門委員の管理もシステム化

オンライン化に向けた関係規程の改正

## 議題3) 学会誌のオープンアクセス化について

2022年10月8日 臨時総会報告  
社会政策学会幹事会  
学会誌刊行形態最適化担当(阿部・熊沢)

内外諸学会の動向を踏まえ、特に若手研究者にとってニーズの大きい掲載決定から(web)公開・業績の具現化までの迅速化を図るため、学会誌のオープンアクセス化(=刊行後2年を待たずに学会誌のコンテンツをweb上で無償公開すること)を進める。以下の検討課題について、会員の意見を集めながら引き続き議論する。

### 背景と経緯

・現行では『社会政策』がJ-stageに掲載されるのが刊行2年後であり、その間論文が非会員に読まれることが困難

・刊行後2年間、オープンアクセスでない理由は、紙媒体の冊子を『社会政策』の出版社が販売していること。

・近年、多くの海外および国内の学術誌がオープンアクセスとなっており、刊行後、即時にインターネットに掲載される。

・『社会政策』の学術的プレゼンスを高めるためには、2年間の縛りを外し、刊行と同時にオープンアクセス化することを検討する必要があるのではないか。

・7月の幹事会で、代表幹事と学会誌刊行形態最低化担当を中心に本件について協議。オープンアクセス化(=刊行後2年を待たずに学会誌のコンテンツをWeb上で

無償公開すること)を進めることを合意。

・9月に出版社と協議。11月に再協議の予定。

### 検討課題

・紙媒体との併用か電子媒体のみとするか：完全オンライン化することにより販売売上がなくなるが、紙媒体の雑誌の印刷費および会員への発送費を削減することができる。しかし、紙媒体を欲する会員、または図書館寄贈のために紙媒体も残す必要があるかもしれない。それに対して、近年は、学術論文はインターネット検索するのが一般的。図書館も紙媒体の雑誌を廃棄する傾向がある。

・会員への説明期間：学会として会員に提供するものの大きな変更となるため、もし、実施するのであれば会員への十分な説明期間が必要。

・出版社との関係：紙媒体を継続して作成するかどうかと併せて、引き続き検討する。

## 議題4) 若手研究者支援について

2022年10月8日 臨時総会提案  
社会政策学会幹事会  
若手研究者支援担当幹事  
白瀬由美香・小尾晴美・垣田裕介

### (1) 部会等による研究会情報のメール配信

専門部会・地方部会・研究者育成フォーラムによる公開研究会の開催情報について、全会員を対象としてメール配信を行い、若手研究者の研究ネットワーク形成を支援するとともに、部会等への会員の新規獲得、研究会の活性化を図る。

### (2) 修論フォーラム

修論を書き上げたばかりの博士課程の大学院生を対象として、2023年6月上旬に「修士論文フォーラム」をオンラインで開催予定である。会員からのコメントを通じて研究を発展させる機会を作り、その後の大会報告、論文投稿に結びつけられるよう、若手研究者の研究活動を促進させる。(詳細はフライヤーを参照)

### (3) 若手研究者の大会報告時における旅費補助

大学院生および常勤職に就いていない会員が積極的に研究報告に応募し、活発な交流や情報交換ができる

よう、大会報告をする際に旅費の一部を補助する規程を新たに制定する。居住地が大会開催校から片道 60 キロ以上離れている場合に、大会参加に実際に要した往復交通費の 50% もしくは 25,000 円のうち、いずれか少ないほうの金額を支給する。

#### (4) 若手研究者の大会懇親会招待

大学院生および常勤職に就いていない会員が大会で報告した場合に、活発な交流や情報交換を行い、学会入会や大会参加の充実感の向上を図るため、懇親会に無料で招待することとする。招待の対象となるのは、単独もしくは筆頭で報告した者とする。

#### (5) 規程の改正と新制定について(議題1)でも取り扱う

上記(3)(4)を実施するため、会費の割引など関連する規程の改正を行い、あわせて「若手研究者の旅費補助規程」および「若手研究者の大会懇親会招待に関する申し合わせ」を制定する。

修士論文フォーラムフライヤー(近日中に会員向け一斉メールで案内、学会 HP にも掲載し、DLできるようにします)

### 議題 5) 専門部会活性化について

社会政策学会幹事会

専門部会活性化担当幹事 菅沼隆・百瀬優

#### 1. 専門部会活性化の趣旨

- ・一部の専門部会では、専門部会規定に沿った活動が困難になっている。
- ・専門部会の現状と課題を把握する。
- ・専門部会の活性化の方策を検討・提案する。

#### 2. 専門部会活性化担当のこれまでの活動

- ・専門部会の役割・機能、活性化に関する過去の経緯を確認した。
- ・すべての専門部会世話人から聞き取りを行い、現状把

握と課題の整理を行った。

- ・専門部会活性化案を作成し、世話人からの意見聴取を行った。
- ・活性化の方策について幹事会に提案し、議論を重ねている。

#### 3. 専門部会活性化の当面の方策

- ・専門部会の存在と活動内容を会員に周知するため学会ウェブサイト専門部会紹介ページを作成する。
- ・紹介ページに入会方法を明記する。適当な時期に入会のキャンペーンを行う。
- ・大会での分科会開催を1年に1回以上から、2年に1回以上に変更する。
- ・次期の幹事会から、専門部会担当幹事を設置する。活動停滞が懸念される部会がある場合、部会世話人との協議を行う。
- ・部会活動費補助の使用可能範囲を明確にして、補助金を申請しやすくする。
- ・各部会に対して、名簿の作成等による適切な会員管理を依頼する。
- ・その他

#### 4. 専門部会規程・部会活動費補助規程の改正

- ・来年度中に、専門部会にかかわる規程の改正を目指す。

### 議題 6) 大会若手研究者優秀賞選考委員会報告と授賞資料なし

### 議題 7) 次回(第146回2023年度春季大会)開催校について

場所:立教大学 池袋キャンパス

開催日:2023年6月3・4日

共通論題が土・日いずれになるかは未定

実行委員長:菅沼隆(立教大学)

### 議題 8) その他

以上

## 3. 社会政策学会賞選考委員会

第4回幹事会において、禹代表幹事より、阿部誠会員、馬場康彦会員、野口典子会員に社会政策学会賞選考委

員を委嘱したいとの提案がなされ了承された。2年目の金英会員、朴光駿会員、松本伊智朗会員に加え、計6名により、新たな学会賞選考委員会が発足した。

#### 4. 第145回大会若手研究者優秀賞選考報告

##### (1) 選考の経緯

・9月15日 第1回審査委員会

9月15日の幹事会(オンライン)にて、石井まこと、垣田裕介、水野有香、森詩恵の4名の委員が選出された。幹事会終了後に、委員長を互選により石井とし、手順・日程を確認した。

・9月21日 第2回審査委員会

報告者の中から審査対象となる報告について、委員会で精査し8人で確定した。そのフルペーパーを秋季大会企画委員会より入手し、次回委員会で絞り込むこととした。

・9月27日 第3回審査委員会

該当した8人の報告のうち2人に絞り込み、次回委員会で決定することとした。

・10月3日 第4回審査委員会

絞り込んだ2人について審査をしたが、2人とも優秀賞の水準にまで達していないため、今回は優秀賞の授与を見送ることとした。

##### (2) 選考の結果(受賞作)

該当作品なし。

##### (3) 審査講評

今回の若手研究者優秀賞は、対象作は8本ありましたが、残念ながら、該当作はありませんでした。若手研究者優秀賞であり、荒削りでも今後の研究に期待ができる作品、特に地道に研究を積み重ねている作品を評価し、どなたかに若手研究者優秀賞を出そうと委員会では審議しました。

しかしながら、提出されたフルペーパーで判断した結果、主張と論理・エビデンスには一定の開きがあり、主張に説得性を見出すことができませんでした。また、これまで受賞してきた若手賞の論文の水準と比べて、やや見劣りがすることもありました。テーマは興味深い作品もありましたが、学会誌に掲載する論文にはかなりの追加修正も必要と判断され、このような結果になりました。

是非、次回はこうしたことがないよう、委員会からのお願いがあります。若手賞は提出されたフルペーパーで判断されます。是非、フルペーパーで若手賞が評価されているということを念頭において、学会報告へエントリーされることを切に期待しております。

(第145回大会若手研究者優秀賞審査委員会)

#### 5. 第144回大会(2022年度春季大会)報告と会計報告

第144回大会は、45年ぶりに名古屋大学を開催校として、2022年5月14～15日に開催されました。オンライン開催の大会としては5回目でした。次の大会は通常開催となったので、おそらくこれがオンライン開催の集大成ということになりそうです。共通論題のほか、テーマ別分科会7セッション(19報告)、自由論題6セッション(14報告)、および教育セッション(2報告)が行なわれました。共通論題について見ると、参加者は216名でした。

石井まこと前代表幹事から開催校の御依頼をいただいたときは不安もありましたが、オンライン開催なら春季大会企画委員長と大会実行委員長の兼任も可能と判断し、脳内実行委員会を組織して準備を始めました。私が環境学研究科所属であることから、春季委員会では環境にちなんだ共通論題「2050年への社会政策—環

境と社会の持続可能性を求めて」とすることを認めいただきました。環境社会政策のパイオニアの1人であるイアン・ゴフ先生の登壇は、オンラインでなければ実現できなかったことです。また、宮本太郎会員、石黒暢会員、仁平典宏先生と、意中の方々全員に登壇を御快諾いただき、座長は森川美絵会員にお引き受けいただくことができました。充実した共通論題になったと自讃しています。

大会運営は省力化を旨としました。不調法とは思いつつ、プログラムに以下の「お願い」を掲げました。「本大会はごく少人数で運営しています。問い合わせが集中すると運営の支障となります。プログラムを熟読のうえ、どうしてもという場合のみ事務局にお問い合わせください」。皆様の御理解と御協力に感謝申し上げます。なお、プログラム郵送の廃止も検討しましたが、それは思いとどまりました。

一方、オンラインでも可能な限り会員間の交流を盛んにしたいと思い、SpatialChatによる会員控室、出版社



の書籍展示、アフターセッション、懇親会などの充実に力を入れたつもりでした。ただ、SpatialChat のセキュリティ強化で使い勝手がよくなかったせいか、はたまたオンライン飲み会疲れのためか、期待していたほど盛り上がりできなかったのは残念でした。その後の対面大会で再会を喜び合う会員の皆様の表情を見るにつけ、学会は五感で味わってこそ楽しいものなのかとも思い当たりました。とはいえ、遠隔地の会員やさまざまな制約を抱えた会員も参加しやすいなど、オンラインの利点もあります。五感で味わうメタバース開催が実現する日もそう遠くないかもしれません。

私1人で開催したような書き方になりましたが、実際には多くの方々の御協力あってこそその大会でした。石井まこと前代表幹事と熊沢透会員には、開催校引継で懇切な御助言をいただき、相談に乗っていただきました。五十畑浩平、畠中亨、秋保親成の各会員には、Zoom や参加登録フォームの設定と運用に細心の注意を払って御尽力いただきました。白瀬由美香会員には事務局メールの管理をお引き受けいただきました。伊藤大一春季副委員長には、春季委員会で自由論題以外のほとんどの統括をお願いしました。また、春季・秋季委員の皆様には各セッションの Zoom ホストを御担当いただきました。

そのほか御協力いただいたすべての方々に感謝を捧げて本報告を終わります。

(第144回大会実行委員会 上村泰裕)

・第144回(2022年度春季)大会会計報告  
収入：オンライン開催のため、大会事務局として直接収納したお金はありません。

支出：以下の費目について学会事務局に請求し、すでに全額の精算手続が完了しています。

(開催校実行委員会予算より)

プログラム関連費用	¥488,552
Zoom アカウント使用料	¥74,140
SpatialChat 使用料	¥51,526
共通論題同時通訳料金	¥137,500
院生アルバイト	¥50,000
	計¥801,718

(春季大会企画委員会予算より)

共通論題非会員登壇者謝礼	¥43,975
共通論題翻訳チェック料金	¥139,700
	計¥183,675

(第144回大会実行委員会 上村泰裕)

## 6. 2022-2024 年 期幹事会報告

第3回幹事会 2022年9月15日18:00～(オンライン)

出席：禹 宗杭、阿部 彩、石井まこと、小尾晴美、垣田裕介、金子良事、上村泰裕、禿あや美、白瀬由美香、菅沼 隆、田中聡子、所 道彦、引馬知子、柘田大知彦、水野有香、百瀬 優、森 詩恵 森 周子、山村りつ、熊沢 透(記) 20名

欠席：伊藤大一、岩永理恵、金井 郁、金 成垣、首藤若菜、田中弘美、藤原千沙  
松本伊智朗 8名

議題

### 1. 事務局報告・審議

- ・新入会員の承認、退会者の確認
- ・会費規程の改正について
- ・その他

### 2. 各担当報告・審議

- ・学会誌刊行形態最適化担当
- ・若手研究者支援担当
- ・専門部会活性化担当
- ・社会政策関連学会協議会担当
- ・その他

### 3. 各種委員会報告・審議

- ・学会誌編集委員会
- ・広報委員会
- ・春季大会企画委員会
- ・その他

### 4. 次期幹事会の日程

### 5. その他

#### 1) 編集委員会からの報告(事情によりこれを先議)

投稿論文の査読進捗状況、14巻2号と14巻3号の編集作業進捗状況、オンライン査読の導入に向けた準備状況について、編集委員会に関わる諸規程の改正準

備について、報告した。特に、編集委員会規程の改正にあたり、会則が定める幹事会による編集委員長と副委員長の専任手続きをふまえるよう確認した。

## 2) 事務局報告・審議

入会者、退会者の承認、確認（別掲）。

会費規程改正について、方針を了解した。

## 3) 学会誌刊行形態最適化について

・2022年9月13日のミネルヴァ書房との折衝をふまえて、考える選択肢①～③について禹代表幹事が説明した。

①案 ミネルヴァ書房が版組みしオープンアクセス化、当面紙媒体も発行し会員に送付。

②案 ミネルヴァ書房が版組みしオープンアクセス化、紙媒体はやめる（「全廃」から「必要最低限を印刷」まで）。

③案 ミネルヴァ書房を通さず、デザイン的な質は落ちてもオープンアクセス化。紙媒体はやめる（「全廃」から「必要最低限を印刷」まで）。

・阿部会員と熊沢会員で10月7日の幹事会と臨時総会での説明の準備を行うことが確認された。

## 4) 専門部会活性化について

専門部会活性化担当幹事より、活性化案の提示と説明があった。内容は(1) 専門部会の役割・機能の明確化、(2) 専門部会の運営負担の軽減、(3) 専門部会の周知、(4) 専門部会の運営のガイドラインの提示であった。

そのうえで、「メンバー数（下限）の設定」と「2年に1回大会での分科会開催を課していること」について意見交換した。前提として、幹事会がよく状況を把握する努力をすることと、世話人との連携を意識的に行うこと。専門部会規程、部会活動費補助規程等の改正が必要であるかどうかを検討するが、秋の臨時総会では改正せず、もう少し時間をかけて改正すること。秋の臨時総会で文書配布と共にアナウンスを行うこととなった。

## 5) 若手研究者支援担当

(1) 部会等による研究会情報のメール配信、(2) 大会とは別にオンラインでの「修士論文フォーラム」を企画する、(3) 若手研究者の大会報告時における旅費支援、(4) 若手研究者の（報告する）大会懇親会招待の提案について説明があった。秋の総会における規程創設に

むけて準備することを確認した。(3)と(4)について対象者は「若手研究者の表彰規程」に準拠して、そこから「常勤職」を除く規程とすることも確認した。予定の会費規程改正に基づいて「会費7000円の会員の若い人」という括りとする。

若手研究者優秀賞の選考について、審査対象8本を確認。選考委員候補として垣田裕介さん、石井まことさん、水野有香さん、森詩恵さんの4人の幹事が推薦され、承認された。

## 6) 広報委員会

学会ホームページのリニューアルについては、見積に基づいて意見交換。「スマホ対応化」が重要かどうか。別の改善は必要であっても、スマホ対応は費用をかける前もないと判断した。

研究会情報のML一斉配信について、早期に開始できるようにすることが確認された。ガリレオに費用を確認し、世話人がガリレオに直接一斉メールを依頼できるようにする。事務局が引き取る。

英文ニューズレターの進捗について、代表幹事から質問があり、金子さんから回答があった。了解された。

## 7) 社会政策関連学会協議会

石井まことさんが次期代表となること、年1回のシンポジウムに就いてのアナウンスがあった。

## 8) 幹事会の日程を事前に確定する件について。

大会時の前日金曜日の他、金曜日の夜の具体的な日時に定めておく（別表）。その都度日程調整をするのが困難であるため。

第4回幹事会 2022年10月7日14:00～

（第145回大会時於：日本福祉大）

出席：禹 宗杭、阿部 彩、石井まこと、伊藤大一、岩永理恵、小尾晴美、垣田裕介、金井 郁、上村泰裕、禿あや美、金 成垣、白瀬由美香、菅沼 隆、所 道彦、引馬知子、藤原千沙、栢田大知彦、水野有香、百瀬 優、森 詩恵、森 周子、山村りつ、熊沢透（記） 23名

欠席：金子良事、首藤若菜、田中聡子、田中弘美、松本伊智朗 5名

議題

1) 事務局より

- (1) 新入会員の承認、退会者の確認(別掲)。  
・新入会員3名について承認(別掲)。

2) 臨時総会関係

議事進行方法について、詳細を打合せ。順番と、説明担当者を確認した。

(1) 規程改正について

全ての改正・新設は(1)に含まれているため、(2)(4)の説明の都度、(1)に戻る。

(2) 学会誌のオンライン投稿・査読への移行と社会政策学会誌関連規程の主な改正(案)に関わって、学会誌編集について議論を行った。

(3) 学会誌のオープンアクセス化について

紙媒体の冊子の刊行継続について議論を行った。「全廃はありえないだろう」とのことで、臨時総会では「オープンアクセス化」のみを説明することとする。

(4) 若手研究者支援について

大会報告旅費補助についての規程、懇親会への招待に関して議論のうえ、申し合わせた。

(5) 専門部会活性化について

(6) 大会若手研究者優秀賞選考委員会報告と授賞

(7) 次回大会開催校からのご挨拶

(8) その他

3) 各種委員会報告・審議

(1) 学会誌編集委員会

(2) 春季大会企画委員会：特に無し。

(3) 秋季大会企画委員会：座長が1名交代。

(4) 広報委員会：HP改善について、これまでに寄せられた改善意見7点の紹介。そのほか議論。

(5) 国際交流委員会：10月8日の分科会について。海外からの報告者が来日できず、動画を作って映示する。

(6) 社会政策関連学会協議会：2022年度シンポジウムのテーマが「居住政策」、2023年3月25日14:00～17:00に実施。

(7) 日本経済学会連合：特に無し。

4) 各担当報告・審議

(1) 若手研究者支援担当：1)で済み。

(2) 大会調整担当：幹事会向けのアンケート案について、意見聴取。

(3) 地方部会活性化担当：特に無し。

(4) 専門部会活性化担当：1)で済み。

(5) 学会誌刊行形態最適化担当：1)で済み。

5) 次回幹事会の日程

2023年2月17日19:00～22:00に開催。

6) その他：無し。

以上

7. 承認された新入会員

氏名	所属	専門
野口友康	東京大学大学院総合文化研究科 立命館大学生存学研究所社会福祉	社会保障・社会福祉／その他
篠原史生	立命館大学大学院先端総合学術研究科	社会保障・社会福祉
高橋基樹	京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科 アフリカ地域研究センター	労使関係・労働経済
松原加奈	東京理科大学経営学部	労使関係・労働経済
Yahya Almasri (ヤヒヤ アルマスリ)	兵庫県立大学国際商経学部 グローバルビジネスコース	記載なし(その他)
崔成浚(チェ ソンジュン)	東京大学大学院人文社会系研究科	社会保障・社会福祉
勝井陽子	山口県立大学社会福祉学部社会福祉学科	社会保障・社会福祉
多田奏恵	国際労働機関国際研修センター	労使関係・労働経済